

「安全・訓練等の実施」に関する特記仕様書

1. 安全・訓練等の実施

本工事の施工に際し、現場に即した安全・訓練等について、工事着手後、原則として作業員全員の参加により月当たり半日以上の時間を割当て、下記の項目から実施内容を選択し、定期的に安全・訓練等を実施するものとする。

- ①安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
- ②本工事内容等の周知徹底
- ③工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底
- ④本工事における災害対策訓練
- ⑤本工事現場で予測される事故対策
- ⑥その他、安全・訓練等として必要な事項

2. 安全・訓練等に関する施工計画書の作成

施工に先立ち作成する施工計画書に、本工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、監督職員に提出するものとする。

3. 安全・訓練等の実施状況の記録と提示

安全・訓練等の実施状況をビデオ・写真等又は工事報告等（任意様式）に記録し、監督員から請求があった場合は、その記録を提示するものとする。

4. 事故報告

工事の施工中に事故が発生した場合（工事関係者の死亡事故又は負傷事故及び公衆損害事故）、直ちに監督員に事故概要を事故速報にて報告し、その後、監督員が指示する期日までに、事故発生報告書を提出しなければならない。

但し、事故発生報告書については、工事関係者の負傷事故は休業4日以上の場合に限り、公衆損害事故の場合は軽微な物損等事故を除くものとする。

[参考]

特記仕様書の実施項目の具体的内容は、以下を参考にするものとする。

1. 安全活動のビデオ等による視覚教育
2. 工事安全に関する法令、通達、指針等の周知
 - ・労働安全衛生法
 - ・土木工事安全施工技術指針
 - ・建築工事安全施工技術指針
 - ・道路工事現場における標識施設等の設置基準
 - ・維持修繕工事保安施設設置基準
 - ・建設工事に伴う騒音振動対策技術指針
 - ・建設工事公衆災害防止対策要綱
3. 工事内容等の周知
 - ・仮設材（足場、支保工、矢坂、H形鋼、山留工、覆工板等）
 - ・設計上における留意点の周知
 - ・その他、設計上における留意点の周知
4. 安全衛生活動に関する手法の習得
 - ・KY活動の必要性とその手法
 - ・ツールボックスミーティングの必要性とその手法
 - ・熱中症対策に関する講習
 - ・安全誘導のための講習
 - ・その他の安全衛生活動に関する講習
5. 前月の反省と評価
 - ・作業における不安全行動の指摘
 - ・作業における注意事項（危険作業のある場合は、避難方法の周知）
 - ・上記に対して、労働者からの意見発表
 - ・事故発生の場合は、事故の分析と改善策の発表
6. 当月の作業内容と目標の徹底
7. 上記に係わる実践的指導

その他安全衛生対策として必要な事項